

平成 21 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 国際石油開発帝石株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒田 直樹
(コード番号 1605 東証第 1 部)
問合せ先 広報・IR エグゼクティブ・マネージャー 板野和彦
電話番号 03-5572-0233

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 3 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

変更の理由は、次のとおりであります。

- ① 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、上場会社の株券は一斉に電子化され、決済合理化法附則第6条第1項により、同日付をもって株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更の決議をしたものとみなされておりますので、現行定款第8条を削除するものであります。
- ② 決済合理化法附則第2条により「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことにより、実質株主名簿および実質株主等に係る規定は無効となっておりますので、関連する定款上の規定の変更(変更案第8条、同第10条)を行うものであります。
- ③ 株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置く必要があることから、所要の規定(変更案附則第1条、同第2条)を新設するものであります。
- ④ その他、上記の変更に伴う条数の繰り上げ、一部表現の変更、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月25日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年6月25日(木曜日)

以上

別紙

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 7 条 (条文省略)	第 1 条～第 7 条 (現行どおり)
(株券の発行)	(削 除)
<u>第 8 条</u> 当会社の株式については、株券を発行する。	
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 9 条 (条文省略)	第 8 条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 当会社の株主名簿(実質株主名簿(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)第32条にいう実質株主名簿をいう。)を含む。以下同じ。)、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u> の作成ならびに備置きその他の株主名簿、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u> に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。	3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
第10条 (条文省略)	第 9 条 (現行どおり)
(基準日)	(基準日)
第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)第30条第1項に規定する実質株主をいう。)を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第 2 項～第 3 項 (条文省略)	第 2 項～第 3 項 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 種類株式	第3章 種類株式
<p>(定義) 第12条 本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (条文省略)</p> <p>(10)「単一の株主」とは、自己の計算において当会社株式を所有している者のほか、以下に掲げる者を含む。</p> <p>① (条文省略)</p> <p>② 投資一任契約(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和61年法律第74号)第2条第4項に規定する投資一任契約をいう。)その他の契約または法律の規定に基づき、当会社株式に投資するのに必要な権限を有する者</p>	<p>(定義) 第11条 本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (現行どおり)</p> <p>(10)「単一の株主」とは、自己の計算において当会社株式を所有している者のほか、以下に掲げる者を含む。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 投資一任契約(金融商品取引法に規定する投資一任契約をいう。)その他の契約または法律の規定に基づき、当会社株式に投資するのに必要な権限を有する者</p>
<p>(取締役の選解任) 第13条 (条文省略)</p> <p>2 第29条第3項ないし第5項に基づき甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、(以下略)</p> <p>3 取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議後、甲種類株主による異議申立てなく第29条第4項に定める異議申立て期間が経過した場合は、(以下略)</p>	<p>(取締役の選解任) 第12条 (現行どおり)</p> <p>2 第28条第3項ないし第5項に基づき甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、(以下現行どおり)</p> <p>3 取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議後、甲種類株主による異議申立てなく第28条第4項に定める異議申立て期間が経過した場合は、(以下現行どおり)</p>
<p>(重要な資産の全部または一部の処分等) 第14条 (条文省略)</p> <p>2 当会社子会社の重要な資産の処分等については、第34条に基づく取締役会の承認決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。</p>	<p>(重要な資産の全部または一部の処分等) 第13条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社子会社の重要な資産の処分等については、第33条に基づく取締役会の承認決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。</p>
<p>(定款変更) 第15条 (条文省略)</p>	<p>(定款変更) 第14条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(統合) 第16条 (条文省略)</p> <p>2 第29条第3項ないし第5項に基づき甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、(以下略)</p> <p>3 甲種類株主による異議申立てなく第29条第4項に定める異議申立て期間が経過した場合は、合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていなかったものとみなす。</p> <p>4 当社が合併、株式交換、株式移転をする場合、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において取締役の選解任の定めが含まれる場合は、当該取締役の選解任に関する甲種類株主総会の要否については、第13条第1項の規定にかかわらず第1項の規定に従ってこれを決する。</p> <p>5 当社が合併、株式交換、株式移転をする場合において、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において定款変更の定めが含まれる場合の当該定款変更に関する甲種類株主総会の要否、および当社が株式移転をする場合において、新設持株会社の定款の規定が当会社の定款の規定と異なる場合の当該株式移転契約の承認に関する甲種類株主総会の要否については、第1項の規定によれば合併、株式交換、株式移転に関する甲種類株主総会の決議が不要な場合であっても、第15条の規定に従ってこれを決する。</p> <p>第17条～第22条 (条文省略)</p>	<p>(統合) 第15条 (現行どおり)</p> <p>2 第28条第3項ないし第5項に基づき甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、(以下現行どおり)</p> <p>3 甲種類株主による異議申立てなく第28条第4項に定める異議申立て期間が経過した場合は、合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていなかったものとみなす。</p> <p>4 当社が合併、株式交換、株式移転をする場合、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において取締役の選解任の定めが含まれる場合は、当該取締役の選解任に関する甲種類株主総会の要否については、第12条第1項の規定にかかわらず第1項の規定に従ってこれを決する。</p> <p>5 当社が合併、株式交換、株式移転をする場合において、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において定款変更の定めが含まれる場合の当該定款変更に関する甲種類株主総会の要否、および当社が株式移転をする場合において、新設持株会社の定款の規定が当会社の定款の規定と異なる場合の当該株式移転契約の承認に関する甲種類株主総会の要否については、第1項の規定によれば合併、株式交換、株式移転に関する甲種類株主総会の決議が不要な場合であっても、第14条の規定に従ってこれを決する。</p> <p>第16条～第21条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 株 主 総 会</p> <p>(招集) 第23条 第1項～第2項 (条文省略)</p> <p>3 第3章の規定に基づき、当会社株主総会決議に加え甲種類株主総会の決議が必要となる事項については、当会社株主総会の招集通知において、当該決議事項については甲種類株主総会決議が必要である旨を記載するものとする。ただし、第13条および第16条に規定する場合であって、第29条第3項の規定に基づき甲種類株主総会を開催しない旨を甲種類株主に通知する場合には、甲種類株主総会決議が必要となる場合がある旨を記載するものとする。</p> <p>第24条～第28条 (条文省略)</p> <p>(甲種類株主総会) 第29条 (条文省略)</p> <p>2 甲種類株主総会の招集通知は、会日の2週間前までに甲種類株主宛に発するものとする。</p> <p>3 当会社株主総会の招集通知を発する場合、当会社は、甲種類株主に対して、当該招集通知の写しを送付するとともに、甲種類株主総会の開催の有無につき通知するものとする。甲種類株主総会を開催する旨の通知は甲種類株主総会の招集通知を発することによりなされるものとする。第13条または第16条第1項①②③に定める甲種類株主総会を開催しない旨の通知を送付する場合には、当会社は、甲種類株主総会を開催する必要がないと判断するに至った全ての資料等(これらには大量保有報告書の写し、大量保有報告書提出者にかかる有価証券報告書その他の情報を含むがこれらに限定されない。)を甲種類株主に対し提出するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 株 主 総 会</p> <p>(招集) 第22条 第1項～第2項 (現行どおり)</p> <p>3 第3章の規定に基づき、当会社株主総会決議に加え甲種類株主総会の決議が必要となる事項については、当会社株主総会の招集通知において、当該決議事項については甲種類株主総会決議が必要である旨を記載するものとする。ただし、第12条および第15条に規定する場合であって、第28条第3項の規定に基づき甲種類株主総会を開催しない旨を甲種類株主に通知する場合には、甲種類株主総会決議が必要となる場合がある旨を記載するものとする。</p> <p>第23条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(甲種類株主総会) 第28条 (現行どおり)</p> <p>2 甲種類株主総会の招集通知は、会日の2週間前までに甲種類株主宛に発するものとする。</p> <p>3 当会社株主総会の招集通知を発する場合、当会社は、甲種類株主に対して、当該招集通知の写しを送付するとともに、甲種類株主総会の開催の有無につき通知するものとする。甲種類株主総会を開催する旨の通知は甲種類株主総会の招集通知を発することによりなされるものとする。第12条または第15条第1項①②③に定める甲種類株主総会を開催しない旨の通知を送付する場合には、当会社は、甲種類株主総会を開催する必要がないと判断するに至った全ての資料等(これらには大量保有報告書の写し、大量保有報告書提出者にかかる有価証券報告書その他の情報を含むがこれらに限定されない。)を甲種類株主に対し提出するものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4 甲種類株主は、第3項に基づき甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当会社株主総会において(1)第13条に定める取締役を選任または解任する旨の決議、または(2)第16条第1項①②③それぞれの本文に定める場合において当会社にかかる合併、株式交換、株式移転を行う旨の決議がなされた場合には、当会社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができるものとする。(以下略)</p>	<p>4 甲種類株主は、第3項に基づき甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当会社株主総会において(1)第12条に定める取締役を選任または解任する旨の決議、または(2)第15条第1項①②③それぞれの本文に定める場合において当会社にかかる合併、株式交換、株式移転を行う旨の決議がなされた場合には、当会社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができるものとする。(以下現行どおり)</p>
<p>5 (条文省略)</p>	<p>5 (現行どおり)</p>
<p>6 当会社株主総会において取締役の選任または解任の決議が行われた場合であっても、第13条に基づき、必要な甲種類株主総会の決議が得られ、または、第4項に定める異議申立てなく異議申立てのための期間が経過するまでの間(ただし、第4項の定めにかかわらず異議申立ての期間経過以前に異議申立てを行わない旨の通知が当会社になされた場合には当該通知の受領時点までの間)は、従前の取締役が引き続きその任にあたる。</p>	<p>6 当会社株主総会において取締役の選任または解任の決議が行われた場合であっても、第12条に基づき、必要な甲種類株主総会の決議が得られ、または、第4項に定める異議申立てなく異議申立てのための期間が経過するまでの間(ただし、第4項の定めにかかわらず異議申立ての期間経過以前に異議申立てを行わない旨の通知が当会社になされた場合には当該通知の受領時点までの間)は、従前の取締役が引き続きその任にあたる。</p>
<p>7 第24条、第27条および第28条の規定は、甲種類株主総会において準用する。</p>	<p>7 第23条、第26条および第27条の規定は、甲種類株主総会において準用する。</p>
<p>第5章 取締役および取締役会</p>	<p>第5章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数および選任方法)</p>	<p>(取締役の員数および選任方法)</p>
<p>第30条 当会社の取締役は、16人以内とし、当会社株主総会の決議によって選任する。ただし、第13条の場合には、甲種類株主総会の承認を必要とする。</p>	<p>第29条 当会社の取締役は、16人以内とし、当会社株主総会の決議によって選任する。ただし、第12条の場合には、甲種類株主総会の承認を必要とする。</p>
<p>第2項～第3項 (条文省略)</p>	<p>第2項～第3項 (現行どおり)</p>
<p>第31条～第32条 (条文省略)</p>	<p>第30条～第31条 (現行どおり)</p>

